

高額な医療費がかかるとき

窓口負担が
軽減されます

<限度額適用認定証> 組家

土建国保に申請して交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担が高額療養費の限度額までになります。入院でも通院でも使用できます。低所得者区分の方は入院時食事負担金も少なくなります。

所属の支部事務所で申請してください。その際、世帯全員の所得証明が必要です。

★医療費がどんなに高額でも窓口払いは下表までになります。

70歳未満			70歳以上(2018年8月診療分～)			
区分	世帯所得額	限度額		区分	限度額	
		通常	多数該当		外来(個人ごと)	世帯合算(入院含む)
ア	901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円	現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数該当140,100円)
イ	600万円～901万円	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円		Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数該当93,000円)
ウ	210万円～600万円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円		Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数該当44,400円)
エ	210万円以下	57,600円	44,400円	一般所得者	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数該当44,400円)
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円	低所得者	8,000円	24,600円

※2018年8月から従来の現役並み所得者の区分が3つに細分化され、一般所得者の外来限度額が引き上げられました。現役並みⅡと現役並みⅠに判定された方は、入院などで負担が多額になる場合は「限度額適用認定証」の申請をしてください。

★限度額適用認定証を使用しなかった場合は、高額療養費に該当した時点で土建国保から申請書を送ります。(受診月の約3ヵ月後)

仕事中・通勤中に

ケガをしたとき

◎労働災害や通勤災害は
労災保険で治療をしましょう!

仕事中のケガ、仕事が原因の病気(職業病)、また、通勤中に負ったケガは「労働災害」と言い、法律によって土建国保が行う保険給付とは区別されています。

労働災害には労災保険(労働者災害保険法)が適用されます。

- 労働災害は土建国保の保険証では治療できません。
- ケガの大小にかかわらず必ず労災保険で治療をしましょう。

※労災に対する治療費などの補償は、事業所(元請)に責任があります。

◎労災保険の「特別加入」対象者は必ず加入を!

下記の方は、任意で加入する労災保険の「特別加入」が必要になります。(民間の保険会社がおこなっている保険ではなく、国がおこなっている保険制度です)

- 法人・個人事業所の事業主
 - 法人事業所の役員
 - 家族専従者
 - 一人親方
 - 委託労働者
- 源泉徴収されていない
請負契約で働いている人

特別加入未加入の場合、保険証を使用し治療をおこなうこととなりますが、土建国保の傷病手当金や一部負担払戻金は支給対象外となり、生活の補償が受けられません。また、国保財政への負担が大きくなり、保険料にも大きく影響を与えます。必ず労災保険の「特別加入」をしましょう。※手続きは、所属している支部にて相談ください。

ジェネリック医薬品

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします

土建国保では、皆さんの負担軽減及び保険者の負担軽減のため、ジェネリック医薬品の利用をお勧めしています。今年もお薬代の軽減が見込まれる方へ、ジェネリック医薬品に切り替えることにより、「どのくらい安くなるのか」などをお知らせします。

通知の時期 9月下旬/3月下旬(年2回)
対象となる方 窓口負担が1ヵ月300円以上安くなる可能性のある方

ジェネリック医薬品 Q&A

Q お医者さんに言いにくいときは?

A ジェネリック医薬品希望カードを診察券と一緒に提出してみましょう。

Q お試しできる?

A やっぱりちょっと心配な方は、お試し切り替え(分割調剤)も可能です。



ピンチのときは 土建国保の 給付制度

組 組合員(本人)
家 家族

相談や手続きは支部事務所へ

入院したときや病気で働けなくなったときなど、組合員のピンチを支えるいくつかの制度をつくっています。大きな安心みつけてください。



病気やケガで休業したとき

〈傷病手当金〉 組

建設労働者は病気やケガで働けなくなると手間や賃金が入らず生活が大変になります。土建国保では傷病手当金という休業給付制度を作って、働けない期間の生活をサポートしています。

▶支給されるのはどんなとき

組合員が病気やケガのため4日以上連続して休業したとき、1日目からの支給対象日に支給します。「病気」と「ケガ・特定傷病・腰痛」の2つの区分ごとにそれぞれ180日分を限度に支給します。

支給対象日	病気	入院日と自宅療養日
	ケガ・特定傷病 ^{※1} ・腰痛	入院日と実通院日 ^{※2}

※1: 特定傷病とは頸椎や関節部の疾病のことです。
※2: 治療上の固定器具の装着期間は通院日とみなして支給対象日にします。

▶申請はどうしたら?

傷病手当金申請書を支部事務所から受取り、治療を受けている病院で医師に「労務不能の意見」をもらってください。医師の意見をもらったら本人の記入欄にもれなく記入して支部事務所へ提出してください。

- 注意!
- 交通事故・暴力行為や仕事中の事故など支給できない場合があります。
 - 加入前に発症した疾病は、2018年度より資格取得月を含めて3ヵ月を待期間とし、4ヵ月目から給付対象とします。

子供が生まれたとき

〈出産育児一時金〉 組家

組合員や家族が出産したとき、1児について42万円を支給します。原則として土建国保が直接病院等に出産育児一時金を支払いますので、まとまった現金を用意しなくても、安心して出産することができます。(直接支払制度)

該当条件	① 出産した人が出産日に土建国保に加入していること
	② 以前加入していた社会保険から支給にならないこと ※出産日の半年前が市町村国保の人は土建国保から支給します
	③ 妊娠12週(84日)以上の出産であること ※生産・死産(流産)の別は問いません

- 注意!
- 直接支払制度を利用する場合、出産費用が出産育児一時金の支給額(42万円)の範囲内だったときは、その差額分を組合員に直接支給します。
 - 直接支払制度を利用しない場合は、出産後に土建国保へ申請できます。
 - 病院が「産科医療補償制度」未加入の場合は404,000円です。



医療費が払い戻されます

〈一部負担払戻金〉 組家

病院の窓口で負担した医療保険分の一部負担金を対象に払い戻します。

70～74歳の方と家族は入院だけが対象、69歳までの組合員は入院と通院が対象となります。

払戻金額	入院	組家	窓口負担分から月17,500円をひいた金額
	通院	組	3割分から月17,500円をひいた金額

※暦月ごと、病院・薬局ごと、入院・通院別に計算します。
※家族は加入月から7ヵ月目以降の入院から対象です。
※自治体の子ども医療費助成制度対象者は1日1,200円に入院日数を乗じた金額から、17,500円を差し引いた金額を支給します。

注意!

交通事故・暴力行為や仕事中の事故など支給できない場合があります。

〈出産手当金〉 組

組合員が出産したとき、出産育児一時金のほかに支給します。出産日以前42日間(多胎98日間)、出産日の翌日以後56日間を、傷病手当金の病気区分の自宅療養日の日額で支給します。あわせて定額5万円を加算します。

該当条件	① 出産した人が出産日に組合員であること
	② 組合員になって6ヵ月以上経過した出産であること
	③ 妊娠12週(84日)以上の出産であること ※生産・死産(流産)の別は問いません

